小坪大谷戸会館利用規則(案)

(目的)

第1条 この規則は、地域活動センター条例に基づき小坪大谷戸会館(以下「会館」という。)の利用に際し必要な事項を定める。

(会館の利用)

第2条 会館は、市民の相互扶助や親睦を図るための活動又は公益性のある活動等の場と して利用することができる。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、会館を利用することはできない。

- (1) 法令等で禁止されている活動を行おうとしたとき。
- (2) 騒音をたて、又は風紀を乱し、若しくは会館周辺の通行に支障をきたす等近隣に迷惑を及ぼすおそれの活動を行おうとしたとき。
- (3) 不正の手段を持って使用の許可を受けたとき。
- (4) 利用目的以外に使用したとき。
- (5) 利用者がその権利を譲渡し、又は転貸したとき。
- (6) 建造物又は器具等に損害を与えると判断したとき。
- (7) この規則に違反し、又は管理者の指示に従わないとき。
- (8) その他、会館の施設管理者が不適当と認めたとき。

(会館の利用時間)

- 第3条 会館の利用時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。ただし、オープンスペースは専用利用を除き午前9時から午後5時までとする。
- 2 大多目的室、小多目的室及びオープンスペースの利用時間区分は次のとおりとする。
 - (1) A区分 9:00~13:00
 - (2) B区分 13:00~17:00
 - (3) C区分 17:00~21:00
 - (4) $2 \boxtimes \%$ (A+B、B+C、A+C)
 - (5) (A+B+C) 区分

ただし、1時間を単位として延長することができる。

3 休館日は、年末年始(12月29日から翌年1月3日)とする。ただし、協議会が必要と 認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(オープンスペース)

第4条 オープンスペース1、オープンスペース2及びオープンスペース3は、地域の交流の場として誰でも予約なしに利用することができる。ただし、オープンスペース1及び

オープンスペース 2 は、次に掲げる用途で利用する場合には、事前予約等により専用利用することができる。

- (1) サークル活動
- (2) 食事会
- (3) 展示会(展示販売を含む。)
- (4) サロン活動(高齢者、子育て、母親等)
- (5) その他、協議会が必要と認めた場合

(利用申込み)

- 第5条 会館の利用申込みは、利用日の属する月の3ヶ月前から先着順に会館にて受け付けるものとする。
- 2 前項の規定により利用申込みを行う場合は、小坪大谷戸会館利用申込書に、利用料を 添えて申し込むものとする。
- 3 利用申込みを解約する場合には、利用日の7日前までに申出るものとする。

(利用料)

- 第6条 会館の利用料は別表のとおりとする。
- 2 オープンスペース内のレンタルボックスの利用料は、出店者や利用者間のふれあいの場、発表の場としてオープンスペースの活性化につながることから、平成25年6月30日までは無料とし、それ以降は1月につき500円とする。

(利用料の減免)

- 第7条 利用料の減免は、次の各号に掲げるとおりとし、その割合は、それぞれ当該各号 に定めるとおりとする。
 - (1) 逗子市及び逗子市の機関が使用する場合 10割
 - (2) 協議会構成団体が利用する場合で、当該利用が公益性又は会館運営に貢献するものと役員会が承認した場合 3割
 - (3) その他役員会が必要と認めた場合 10割又は5割

(利用料の環付)

- 第8条 利用料の還付は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。
 - (1) 第5第3項の規定に利用解約の申出でがあったとき。
 - (2) 災害その他利用者の責めによらない理由により利用することができないとき。
 - (3) その他管理者が特別の理由があると認めたとき。

(冠婚葬祭の利用)

- 第9条 会館は冠婚葬祭に利用することができるものとする。
- 2 冠婚葬祭に利用する場合には、次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) 会館の使用に関する優先権は、与えないものとする。ただし、優先利用権を有する者の了解があればその利用を認める。
 - (2) 冠婚葬祭の利用は、市内在住の者に限り行うことができる。
 - (3) 冠婚葬祭時のオープンスペースの利用に関する制限等については、協議会が適宜判断するものとする。
 - (4) 冠婚葬祭による利用料については別表のとおりとする。

(設備・機器等の弁償)

第10条 利用責任者は、故意又は重大な過失により会館の設備若しくは備品等に損害を生じさせたときは、管理者に速やかに報告し、実費弁償するなど、その取扱いについて管理者の指示を受けるものとする

(駐車場としてのイベント広場の利用)

- 第11条 イベント広場の駐車場としての利用は原則禁止とする。ただし、次の各号に掲げる場合には管理者に許可を得たうえで利用できるものとする。
 - (1) 冠婚葬祭時の搬出入のための車両。
 - (2) 物販の搬出入のための車両、及び身障者の為の車両。
 - (3) 他に使用する者がない等、特に障害がない場合。
- 2 駐車場の利用に当たっての事故等は、利用者の責任において取扱うものとする。

(罰則)

第12条 会館の利用に当たり、当規約に違反した場合には納付された利用料は返還しない ものとする。

(その他)

第13条 本規則の改正及び会館の利用に関し必要な事項は協議会役員会の提議に基づき協議会にて定める。

附則

この規則は平成25年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

	A区分	B区分	C区分	2区分	A + B + C
大多目的室 全面	2,400円	2,400円	2,400円	4,000円	6,000円
大多目的室 半面	1,200円	1,200円	1,200円	2,000円	3,000円
小多目的室	1,200円	1,200円	1,200円	2,000円	3,000円
オープンスペース 1	1,200円	1,200円	1,200円	2,000円	3,000円
オープンスペース 2	500 円	500 円	500 円	1,000円	1,500円
イベント広場	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円	2,000円
エントランスモール (緑の回廊)	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円	2,000円
お月見広場 (縁側を含む南側)	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円	2,000円
キッチン	500 円	500 円	500 円	1,000円	1,500円
壁面使用 (オープンスペース 1~3、エ ントランスモール)	100 円	100 円	100 円	150 円	200 円
レンタルボックス	500 円/月				
冠婚葬祭	全館2日間 100,000円 1日間の利用 50,000円				
特別行事	全館1日間 50,000円				
短時間利用 600 円/時間 ただし、事前に承認された場合のみ					

短時間利用 600 円/時間 ただし、事前に承認された場合のみ 延長利用 400 円/時間 ただし、次の区分を使用していない場合

※ A区分 9:00~13:00

B区分 13:00~17:00 C区分 17:00~21:00

2区分利用 (A+B、B+C、A+C)

 $A + B + C \quad 9:00 \sim 21:00$

※ 加算使用料 商業利用 基本利用料 (上表) の3倍

※ レンタルボックスは平成 25 年 6 月 30 日までは無料 以下余白